

# 一般競争入札説明書

那覇地区漁業協同組合

下記業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるものその他、本書によるものとする。  
本書を熟読の上、必要な手続きを行うこと。

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名：仲買人直売センター解体工事(改修工事を含む)
- (2) 工事場所：那覇市港町1丁目1番9号
- (3) 工期：契約日の翌日から令和5年11月30日まで
- (4) 工事概要：本解体工事(改修工事を含む。)は、那覇地区漁業協同組合地方卸売市場内にある仲買人直売センターを解体し、改修を行うことによりセリ床面積を拡張するための工事である。分析結果より天井(ケイカル板)からのアスベスト(石綿)は無検出。

## 2 入札参加資格

- 次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 本業務の入札日までの間において、那覇市の指名停止措置、または氏名除外の措置を受けていない者。
  - (3) 開札日において建築の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
  - (5) 公告の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること
  - (6) 那覇市の市税の納税義務がある者にあっては、その市税に滞納がないこと。
  - (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - (8) 那覇市内に本店又は支店等がある法人であること。
  - (9) 那覇市の令和5・6年度建設工事・委託業務登録業者(県内事業者)に解体で登録された登録業者であること。
  - (10) 現場代理人は、工事現場に常駐で配置できること。
  - (11) 主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。
    - ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木)
    - ・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体)
    - ・解体工事施工技士
- ア 主任技術者は、請負金額が4,000万円(建築工事の場合は8,000万円)以上となる場合は、

専任で配置できること。

イ 下請契約金額の合計額が4,500万円(建築工事の場合は7,000万円)以上になる場合は、主任技術者に代えて建設業法による資格を有する監理技術者を専任で配置できること。

(12) 現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。

(13) 現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

### 3 入札方法等

#### (1) 入札

①入札参加者は、入札書(第3号様式)に必要事項を記入し、記名押印するものとする。

また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」または「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。

②入札書は持参により提出すること。

③入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状(第4号様式)を持参し、当該入札の前に提出すること。

④落札者決定にあたっては、入札書に記載された入札金額(税込)で決定する。

#### (2) 注意事項

①入札者は、自己の印鑑を持参すること

②入札書は、封書にして提出すること。

③代理人が入札を行う場合で委任状(第4号様式)の提出がない場合は入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。

④入札者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめがある。

#### (3) 入札の無効

次の入札は無効とする

①本公告に示した入札参加資格のない者のした入札

②資格確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の入札

③2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

④入札書の記載金額を訂正した入札

⑤入札書の金額や、「¥」又は「金」の記載がない入札

⑥誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札

⑦封筒に2通以上の入札書が入っている入札

⑧虚偽の記載がされた入札

⑨談合その他不正の行為があった入札

#### (4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

### 4 落札者の決定方法等

### (1)落札候補者

- ①予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者(以下、「落札候補者」という。)を順に順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定す。
- ②落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③落札候補者は、一般競争入札参加資格確認申請書の記載内容を確認できる「資格確認資料」を、第5号様式を表紙として、必要資料をファイリングし、持参提出しなければならない。

### (2)入札参加資格審査

- ①落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- ②落札候補者について入札参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知書をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。
- ③入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札資格がないと認められた場合は、入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

### (3)入札参加資格不適格者に対する説明

- ①入札参加資格不適格通知書を受理した者で不服がある者は、次により説明を求めることができる。
  - ア 申立期限:入札参加資格不適格通知書が到達した日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)とする。
  - イ 申立方法:説明申立書(様式自由)を那覇地区漁業協同組合まで持参すること。
- ②回答については、説明申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、説明を求めた者に対して書面をもっておこなう。
- ③①、②の説明申立ては落札者の決定を妨げることができないものとする。

### (4)契約締結時期

契約締結時期は落札者決定の日から7日以内に契約を締結する。ただし、契約に係る担当者が特に指示したときは、この限りでない。

## 5 その他

- (1)入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は那覇地区漁業協同組合ホームページに掲載する。
- (3)資格確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (4) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (6) 提出期限以降における資格確認申請書及び資格確認資料は資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 資格確認申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れがあった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。